

「日の出町放置果樹伐採等補助金」のお知らせ

カキやクリなどの果樹が適切に管理されず放置されたままになると、クマを集落に引き寄せるおそれがあります。

そのため、食用のものは早めに摘果し、落下した果実は放置せず適切に処理する必要があります。

果樹等の所有者がやむを得ない理由により、果樹の収穫ができず放置されたもので、個人で伐採や枝打ちができない所有者に対して、伐採や枝打ちに係る費用の一部について補助金を交付します。



補助対象者

町内に放置果樹等を所有する方。

補助対象となる樹種

カキ、ミカンなどの液果類やクリ、クルミなどの堅果類等、クマを誘引する恐れがある樹木。

(営利目的に植え付けられた樹木は対象外)



補助の対象となる経費

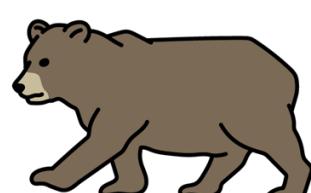
町内に事務所や事業所を有する事業者に伐採や枝打ちを委託した費用。

(自ら伐採や枝打ち等をした費用については対象外)

補助金の額

伐採等に要した費用の2分の1（千円未満切り捨て）で、10万円を限度とします。

※予算の範囲内で補助します。



補助金の申請

- (1) 裏面「補助金の手続き方法」をご覧ください。
- (2) 申請前に事前相談をしてください。



【問い合わせ】

日の出町 産業観光課 農林振興係
TEL 042-588-4102 (直通)
E-mail sangyou@town.hinode.tokyo.jp

補助金の申請方法



- ・補助事業の内容を変更又は中止する場合は、事前に相談のうえ、変更（中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて提出してください。
- ・補助対象となった事業は、必ず同一年度内に完了してください。
- ・補助金の手続きに関する様式は、産業観光課窓口または町ホームページからダウンロードできます。